6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Naoya Matsumoto Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the products to be procured ; 24

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; Purchase of X-ray fluorescence measuring system for elemental distribution analyzer, 1 set

⑷　Delivery period ; By 28, February, 2023

⑸　Delivery place ; Japan Atomic Energy Agency (Appointed place)

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺　Time limit for tender ; 15 : 00　22, July, 2022

⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1112 Japan. TEL 080―9422―4033

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年５月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　松本　尚也

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

○第 04―1413― 2 号

1　事業概要

⑴　品質分類番号　41、78

⑵　事業名　幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

⑶　事業場所　北海道天塩郡幌延町字北進432番地２（日本原子力研究開発機構　幌延深地層研究センター）

⑷　事業内容　本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業（以下「本事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。（以下「事業者」という。））を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、次に示す業務を行う。より詳細な業務内容については、事業契約書（案）及び要求水準書を参照のこと。

ア　施設整備業務　本事業における施設整備業務は、坑道の整備、掘削土（ズリ）置場の整備であり、それらに付随する業務を含む。想定している整備範囲は以下に示すとおりである。

ａ）坑道の想定整備範囲（設計値）

・換気立坑：内径4.5m、坑道長120m（深度380m～500m）

・東立坑：内径6.5m、坑道長150m（深度380m～530m）

・西立坑：内径6.5m、坑道長150m（深度365m～515m）

・350m水平坑道：坑道長66m（試験坑道６、試験坑道７、大型試錐座）

・500m水平坑道：坑道長203m（立坑連絡坑道、試験坑道８、試験坑道９、ポンプ座、一時避難所）

ｂ）掘削土（ズリ）置場の想定整備範囲

掘削土（ズリ）置場への掘削土の盛土（約32,000㎥、搬入道路の切替え等を含む。）

イ　維持管理業務

ａ）点検保守・修繕業務

ｂ）機械設備運転・監視業務

ｃ）排水処理設備運転・監視業務

ｄ）清掃業務

ｅ）警備業務

ｆ）見学者等来訪者対応支援業務

ｇ）仮設備の更新及び改修業務

ｈ）その他維持管理で必要となる業務

ウ　研究支援業務

ａ）坑道での研究支援業務

・実際の地質環境における人工バリアの適用性確認に係る支援

・処分概念オプションの実証に係る支援

・上記の「必須の課題」への対応に必要なデータ取得に係る支援

・他機関との共同研究等を実施するに当たっての資機材の搬出入や資機材の貸与等への協力

ｂ）その他研究支援で必要となる業務

・研究支援の実施に必要な一般的業務（作業の安全管理、作業計画の策定、取得データの品質管理、作業報告等）

⑸　事業期間　事業契約締結の日から令和11年３月31日まで

2　競争参加資格

⑴　入札参加者が備えるべき要件等

１）入札参加者の構成等

ア　入札参加者は、１⑷５）アからウに掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。詳細は入札説明書による。

イ　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）との対応窓口となること。

ウ　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。

エ　構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次の㋐及び㋑の要件を満たすこと。

㋐　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。

㋑　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ　入札参加者は、構成員それぞれが、１⑷５）アからウに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。

カ　参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

２）入札参加者及び協力会社の参加要件等

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

ウ　文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資